

福井県議会規則第 号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則(案)

福井県議会会議規則(昭和四十八年福井県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

- 第一章～第十一章 (略)
- 第十二章 辞職および資格の決定(第六十六条―第九十九条の二)
- 第十三章～第十七章 (略)
- 第十八章 補則(第三十一条―第三十三条)
- 附則

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、または延長することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときはその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、または延長することができる。

4 (略)

(開票および投票の効力)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(資格決定の審査)

第九十九条 (略)

(資格決定の通知)

目次

- 第一章～第十一章 (略)
- 第十二章 辞職および資格の決定(第六十六条―第九十九条)
- 第十三章～第十七章 (略)
- 第十八章 補則(第三十一条)
- 附則

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、または議会の議決により、繰上げまたは延長をすることができる。

2 会議時間の繰上げまたは延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(開票および投票の効力)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(資格決定の審査)

第九十九条 (略)

第百九条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第十三章 規律

(携帯品)

第百十一条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第十八章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第百三十一条 議会または議長もしくは委員長（以下この条および次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項、第五項および第六項ならびに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

第十三章 規律

(携帯品)

第百十一条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第十八章 補則

録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第九十条第一項、第九十一条第一項および第二百二十六条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。））による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができざる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名等（署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を文書等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることが規定されているものを第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定めるところにより、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第三百二十二条 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十五条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、または保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電

磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義)

第百三十三条 (略)

(会議規則の疑義)

第百三十一条 (略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

福井県議会議規則に定める手続等のオンライン化を推進するため、所要の規定の整備を行う必要があるため、この案を提出する。